

2021年3・1ビキニデー 日本原水協全国集会／基調報告

こんにちは。事務局長の安井正和です。

3・1ビキニデー日本原水協全国集会にオンラインで参加された、すべてのみなさんに心から敬意を表します。

ことしの全国集会は、アメリカがビキニ環礁で行った水爆実験による被災から67年、核兵器禁止条約の発効という歴史的節目に開かれています。

67年前、アメリカによるビキニ環礁での水爆実験は“人類絶滅の危機”をつくりだしました。広島、長崎につづく新たな核兵器の脅威に対して、日本国民は、水爆実験の即時中止、原水爆の禁止を求めて署名運動に立ち上がりました。

原水爆禁止署名運動全国協議会が結成され、当時の有権者総数の半数にあたる3200万人を超える署名が集められました。この運動は、翌年8月の第1回原水爆禁止世界大会の開催、それに続いて日本原水協を誕生させました。

全国集会は、毎年3・1ビキニデー集会を支えるとともに、日本原水協の全国理事会方針を伝え、実践に踏み出す活動者会議的性格を持って開かれてきました。

私は、2月7日、8日に開かれた第93回全国理事会で決定された運動方針に沿って、内外情勢と原水爆禁止運動の任務について述べ、当面の行動を提起します。

日本原水協がことし2021年にめざすものは、運動方針のタイトルにあるように

「核兵器禁止条約の発効を力に、核兵器のない世界へ前進」すること、「禁止条約に参加する日本を実現」すること、そして「国民的共同を担う組織へ、原水協を前進」させることです。

<内外情勢と原水爆禁止運動の任務について>

内外情勢と原水爆禁止運動の任務について述べます。

運動方針は、国際情勢について「核兵器禁止条約の歴史的意義」、「『核抑止』政策の放棄を一核保有国の責任を問う」としてその特徴を明らかにしています。

1月22日に核兵器禁止条約が発効しました。これは広島・長崎の被爆者、世界の圧倒的多数の政府と市民社会が共同して実現した画期的成果です。

人類は国連総会第1号決議が原子兵器の撤廃を提起して以来、初めて核兵器を違法とする国際法を手にするようになりました。

世界は、条約に参加するすべての国が国連やそれぞれの国の市民社会の運動と協力して、核兵器禁止を世界の普遍的ルールとするために行動する新しい段階へと入りま

した。

核兵器禁止条約の流れは押し止めることはできません。アメリカなどは禁止条約を敵視し、禁止条約の交渉不参加や批准の撤回などを求めて圧力をかけ、他の保有国（英口仏中）も条約に反対して共同歩調をとりました。

しかし、核兵器禁止条約推進の国々にはそれに屈せず前進を切り開いてきました。

禁止条約の批准国は新たにフィリピンとコモロが批准して 54 か国になりました。昨年（2019年）の第 75 回国連総会は、国連加盟国の 3 分の 2 を上回る、過去最多の 130 か国が賛成して禁止条約の署名・批准をよびかける決議を採択しました。

批准国が一つ増えるごとに、核保有国への圧力となります。国連加盟国の過半数（97 か国）に達すれば、禁止条約の規範力はさらに強まり、核保有国はいっそう孤立せざるをえません。

続いて、運動方針は核兵器禁止条約を妨害する核保有国の責任を厳しく批判するとともに、次回 NPT 再検討会議の重要性について強調しています。

世界には 1 万 3400 発もの核兵器が配備・貯蔵され、人類の生存を脅かし続けています。トランプ前政権は「核態勢見直し」（NPR）による核兵器の維持と近代化、新型核兵器の開発計画を推進しました。ロシアも対抗姿勢をつよめ、中国など他の核保有国も核兵器に固執する姿勢を変えていません。

しかし、人類の生存よりも核兵器を振りかざし、「自国の安全」を優先する姿勢は、今日の国際社会では受け入れられません。COVID - 19 パンデミックのもとにおいても、核大国の核兵器への固執が人類をさらなる危機にさらしています。

核保有国は核兵器禁止条約に加わらなければ「条約に拘束されない」と核兵器の保有を正当化していますが、核兵器固執の道理のなさは明白です。

運動方針は、核兵器のない世界に前進するために、世界の平和運動、とりわけ核保有国や「核の傘」依存国で活動する反核平和運動、市民運動に、核兵器禁止条約の自国の参加を求める連帯した行動をよびかけています。

8 月に予定される NPT 再検討会議は、核兵器禁止条約という新たな国際規範を力に、核兵器国に対して、国連総会第 1 号決議（原子兵器の廃棄）、NPT 第 6 条の義務と自らが世界に約束した NPT 再検討会議の合意＝「自国の核軍備の完全廃絶」（2000 年）、「核兵器のない世界の平和と安全の達成」とそのための「枠組みの確立」（2010 年）の実行、禁止条約そのものへの協力と参加を迫る重要な場です。

日本原水協は、会議に向けて、世界の平和運動に共同の行動をよびかけ、世界大会 NY を準備した企画委員会がよびかけている NPT ニューヨーク行動に積極的に参加します。

<国内情勢について>

次に、国内情勢について述べます。

運動方針は、核兵器禁止条約に日本が参加する意義について明らかにしています。

日本が核兵器禁止条約に加わるならば国際社会の期待に応え、高い道義的地位と信頼を得、それは核兵器廃絶への流れに勢いを与え、核保有国に対する大きな政治的圧力となります。そのインパクトははかりしれません。

さらに、日本の安全、国民一人ひとりの安全にとっても重要な意義をもっています。日本が禁止条約に参加することによって、「核抑止力」で対峙する悪循環をたちきり、核破局の危険をとりのぞくことができます。北朝鮮、中国、ロシアに核抑止政策の放棄を迫るなど、憲法 9 条をもつ被爆国にふさわしい外交をすすめることで、北東アジアの非核平和の確立への大きな貢献となります。

また、広島と長崎の被爆者が長年にわたって求めてきた原爆被害の国家補償、ビキニ水爆実験による被災船員の救済が、締約国の義務としても強く求められるようになります。

日本が禁止条約に一刻も早く署名・批准するよう力を尽くしましょう。

高知のビキニ被災元船員の労災訴訟のたたかいを支援しましょう。

運動方針は、菅政権への批判、核兵器廃絶に真に貢献する日本の実現への決意を明らかにしています。昨年 9 月に発足した菅自公政権の核兵器禁止条約に対する態度は、安倍前政権の態度そのままに、米国の「核の傘」依存一辺倒の被爆国にあるまじきものです。

菅首相は、通常国会の施政方針演説で禁止条約発効を目前にしながら一言も条約に触れず、条約発効日の参議院代表質問で禁止条約への参加を問われても、「署名する考えはない」と背を向けました。その姿勢は今も変わっていません。

1 月 28 日、菅首相はバイデン大統領との電話会談で「日米同盟の強化」を確認しました。アメリカの要求に従って、インド・太平洋地域の軍事演習に参加し、軍備増強・配備強化に協力し、先制攻撃＝「敵基地攻撃」体制をつくる大軍拡をすすめようとしています。

こうした軍事的対応は緊張をさらに高めるだけで問題解決にはなりません。国連憲章と憲法 9 条に則り、紛争の平和的解決、外交的努力を尽くすべきです。

運動方針は、日本政府の国際政治での妨害者としての態度も告発しています。

昨年 12 月 7 日、日本提案の決議「核兵器のない世界に向けた共同行動の指針と未来志向の対話」が採択されました。

採択結果は、賛成国は昨年より 10 か国減り 150 か国。一方、棄権は 14 か国増えて過去最多となり、共同提案国も前年の 56 から 26 か国へと激減しました。

決議案は、核兵器禁止条約に一言も触れず、核兵器廃絶を「究極」の課題と位置づけて、その実現を永遠のかなたに先送りし、さらに前の年の決議にあった NPT 再検討会議の「合意の履行」も削除しました。多くの国から「大志がない」「失望した」などと批判が集中しました。「核の傘」に依存する米国に忬度したからです。

核保有国と非核国の「橋渡し」と言いながら、その実態は核保有国の代弁者、核兵器廃絶の妨害者にほかなりません。

新しい署名の共同よびかけ人である田中真紀子元外務大臣は、全国紙のインタビューで日本政府の態度を次のように痛烈に批判しています。「橋渡し、橋渡しって言うけれど、アメリカなど核保有国に何も言えないくせに、どことどこをどうやって橋を渡すんですか。被爆国だから核廃絶を目指すと訴えながら、自分の国は禁止条約に入りませんというのは論理が破綻しています。無責任かつあいまいで、問題を先送りしていると思えません」と。

運動方針は、「核兵器禁止条約の発効という歴史的情勢の中で、世界で唯一、核兵器による筆舌に尽くしがたい被害を体験した被爆国日本の政府が役割を果たせないでいる現状を変え、核兵器のない世界の実現に真に貢献する日本を実現することは日本の運動に課せられた国際的責務である」と強調しています。

ことし 10 月までに必ず総選挙がおこなわれます。総選挙は、新自由主義からの転換、立憲主義・民主主義・平和主義の回復、ジェンダー平等社会という新しい日本の展望をひらくとともに、核兵器禁止条約に参加し核兵器廃絶の先頭に立つ日本の実現にとっても重要な意義をもっています。とりわけ、これがかかげ実行する連合政権が樹立されれば、画期的な前進が開始されます。

そうした変化の土台をなす世論の発展が強く求められます。昨年 10 月に開始した新しい署名運動は、核兵器禁止条約の署名・批准を求める圧倒的な国民世論を築く上で決定的に重要です。署名運動の前進のために全力をあげねばなりません。

10 日後には、東日本大震災、福島第一原発事故から 10 年を迎えます。犠牲になられた方々を追悼するとともに、事故被害への完全な補償、原発再稼働反対、自然エネルギー政策への転換をつよく求めるものです。

<行動提起>

報告の最後に行動提起をおこないます。

禁止条約の発効を軸にした情勢、原水協の役割、運動の意義と展望などの学習を土台に、あらゆる活動で共同をつらぬき、次の行動にとりくみましょう。

一つは、「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」の飛躍をつくることです。

幅広い共同よびかけ人という新しい署名の積極面を生かして、あらゆる団体、公的機関、個人にひろく協力をよびかけましょう。被爆者の思いが込められた日本被団協の署名を支援しましょう。

宮城県と滋賀県では「ヒバクシャ国際署名」の共同を生かして、県民署名への共同がスタートしました。

こうした全国の実践に学び、5月にスタートする国民平和大行進、8月の原水爆禁止世界大会、秋の国連総会を節目に、署名の目標と計画をただちに具体化し実践に踏み出しましょう。

二つ目は、日本政府に被爆国としての役割を果たすよう、核兵器禁止条約の署名・批准を求める圧倒的な世論をつくることを目的に新聞意見広告キャンペーンにとりくみましょう。(賛同チラシ参照)

三つ目は、6月議会にむけて、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める自治体意見書採択を過半数自治体（あと364）へと前進させましょう。

四つ目は、このビキニデーを機に2021年国民平和大行進の全国的準備を開始しましょう。

こうしたとりくみを草の根で担う原水協の組織をつよく大きくしましょう。「原水協通信」読者、個人会員を増やしましょう。

以上で基調報告とします。